

災害時にもつながる支え合い

災害時の地域支え合い活動

- 避難連絡・避難誘導に関する支援



- 安否確認・救助活動に活用
避難所での支援活動



日頃の地域支え合い活動

- 支援者との交流

(日常の声かけ・見守り)

(サロン活動)



- 外部からの異変発見

(悪徳商法による犯罪被害の防止)

(孤立死の防止)



- 防災訓練に活用

こんな不安はありませんか？

災害時、1人での避難が

大変なことを周りの人間に

知ってほしい。



災害が起きそうな時、
避難すべきかどうか
判断できない。

1人暮らし、高齢の夫婦だけ、

日中は一人だけで、生活していて

何かあったら心配。



急な体調変化や

介護が必要になった

時にどうしたらいいの？

対象となる方

本人の同意のうえ、支え合い活動対象者名簿へ登録します

- ① 75歳以上のみ世帯の方
- ② 障害等級をお持ちの方
要介護認定を受けている方
- ③ 登録を希望する方

※支援の内容は自治会等によって異なります。

流山市 地域支え合い活動

～孤立死防止と災害への備え～



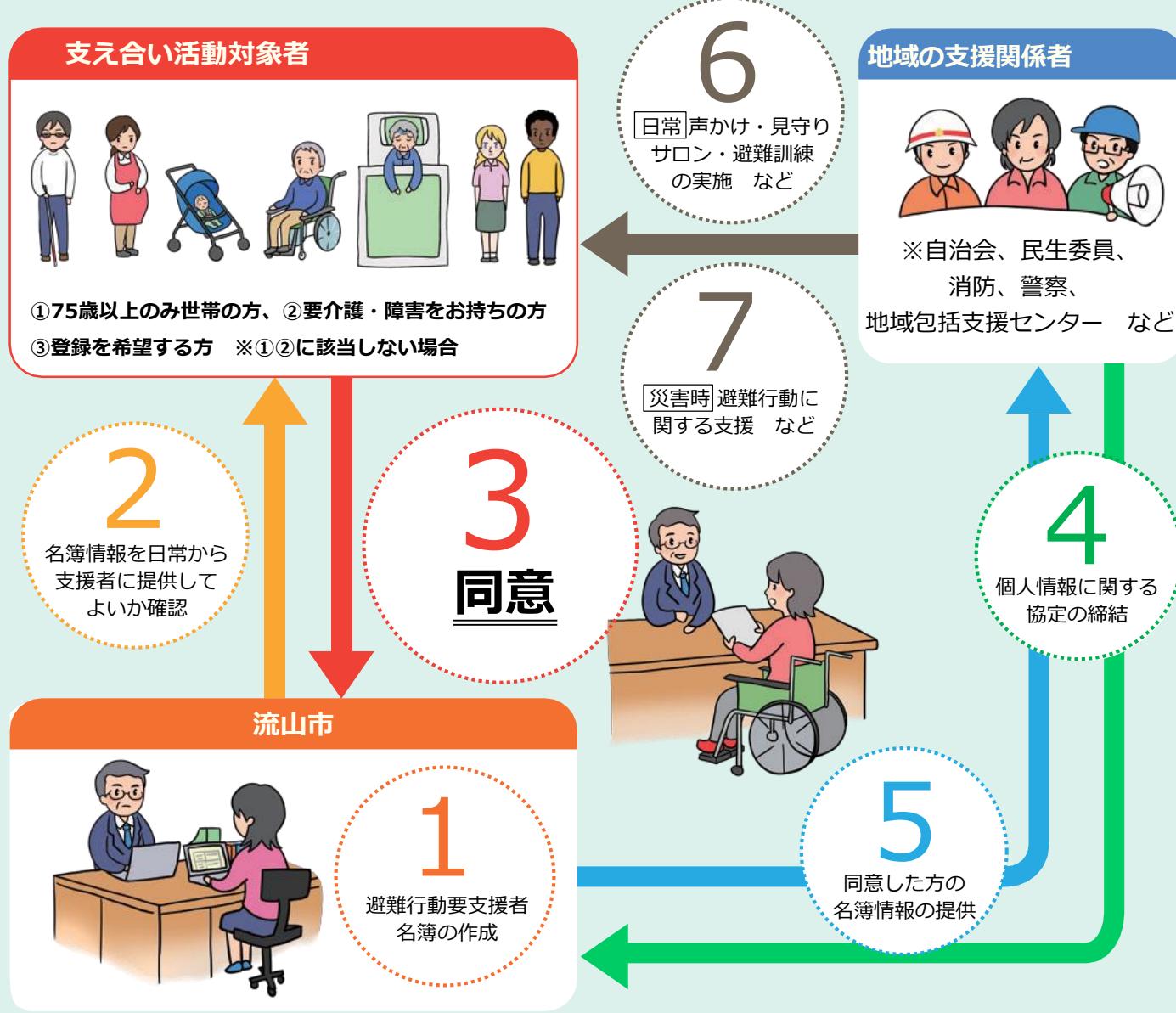
地域のチカラ

この活動は、自治会と
民生委員・消防・警察・
地域包括支援センター等の関係機関、
市が協力して行っています。
流山市社会福祉課 (04-7150-6079)

本人や家族の同意のもと支え合い活動対象者名簿に登録し、

流山市と地域の支援関係者で、ニーズや情報を共有します

地域支え合い活動のイメージ



流山市の支え合い活動対象者名簿とは
(避難行動要支援者名簿)

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、災害時の避難等に配慮や支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられました。

流山市では、災害時の支援と孤立死防止に向けた日常からの支え合いを両輪にして、地域支え合い活動として作成しています。

支え合い活動対象者名簿の情報

名簿には、次の本人情報のみ登録されます。

氏名	生年月日
性別	住所・電話番号
支援事由（要介護度・障害等級等）	
災害時の配慮事項	

※緊急連絡先（別居の家族・親族等）の
情報は流山市でのみ保管します。

名簿の個人情報の取扱いについて

名簿を提供する地域の支援関係者に対して、目的外利用・漏えいの禁止、名簿管理者の選任等を定めた協定を締結しています。

また、災害対策基本法・流山市地域支え合い活動推進条例によって守秘義務が課せられています。